

平成27年7月6日

第68回 神戸市個人情報保護審議会

財務会計システムホスト残機能のサーバ移行  
等に伴う改修について

(企画調整局)

神企情第 2092号

平成 27 年 7 月 6 日

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西村 裕三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

↳

記

財務会計システム ホスト残機能のサーバ移行等に伴う改修について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：企画調整局情報化推進部

財務会計システム ホスト残機能のサーバ移行等に伴う改修について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(個人情報の項目)

債権者コード

債権者名

住所

電話番号

口座情報

支払金額

引去額

純支払額

債権の内容

支払状況(履行確認年月日、請求書受理日、支払指定日/期限)

受取人情報

債務者コード

債務者名

住所

電話番号

口座情報

収納金額

債務の内容

納期限

## 財務会計システム ホスト残機能のサーバ移行等に伴う改修について

### 1. 趣旨

財務会計システムに係るホストコンピュータからオープン系サーバへの移行（平成 23 年 4 月）にあたっては、同システムと連携してホストコンピュータ等で処理をしている各業務所管課のシステム改修を最小限とするため、各業務システムとのデータ連携を中心とする機能（以下「ホスト残機能」という。）をホストコンピュータに残して移行を行った。

ホストコンピュータについては、複雑化・高コスト化しており平成 28 年度末をもって廃止を予定していることから、ホスト残機能についてもオープン系サーバへの移行が必要となっており、そのために必要なシステム改修を行う。

### 2. 概要

今回、ホストコンピュータからオープン系サーバにある新財務会計システムへ移行するホスト残機能は、①財務会計共通 DB 配信機能、②支出命令連携機能、③振替命令連携機能、④経理契約データ連携機能、⑤口座振替収納機能、⑥納付書等収納機能、⑦納付書等大量印刷機能、⑧支出命令（総合振込のデータ伝送）である。

現在、新財務会計システムと各業務システムは、基幹系ネットワークに接続するホストコンピュータや旧財務会計端末等を通して連携している。移行後は、基幹系ネットワークに接続するシステムについては、共通基盤システム及び財務会計連携サーバ経由で連携し、また、情報系ネットワークに接続するシステムは財務会計連携サーバ経由で連携する。さらに、旧財務会計端末で連携しているシステムは情報系ネットワークに接続する PC 統合管理システムの事務処理用端末を使用して連携する。

併せて、ファームバンキング用の端末（以下「FB 端末」という。）についても更新し、基幹系ネットワークから新たに情報系ネットワークを経由して接続する。

### 3. 効果

- (1) ホスト残機能を既にオープン系サーバにて運用している新財務会計システムと一体化することにより、より効率的な運営・保守が図ることができる。
- (2) 老朽化している FB 端末を更新することで、より安定的な運用を行うことができる。

### 4. スケジュール

～平成 27 年 12 月末	システム改修
平成 28 年 1 月～	他システム、金融機関との連携テスト開始
平成 28 年 4 月	（現行システムと並行稼働）
平成 29 年 3 月	ホストコンピュータの廃止

### 5. 業務の規模（処理件数）

- ・ 支出命令連携機能 約 350,000 件／年
- ・ 振替命令連携機能 約 140,000 件／年

- ・ 経理契約データ連携機能 約 3,500 件／年
- ・ 口座振替収納機能 約 3,120,000 件／年
- ・ 納付書等収納機能 約 3,000,000 件／年
- ・ 納付書等大量印刷機能 約 20,000 件
- ・ 支出命令（口座振替）のデータ F B 伝送 約 600,000 件／年

## 6. 個人情報の保護

現行システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処しており、本件に対しても同様に対処する。

また、当該システムの保守（運用）については、契約に基づき、保守（運用）委託事業者にも上記条例等の趣旨を徹底させる。

### (1) システム上の保護

- ・ 運用監視用端末機は施錠可能な場所に設置し、職員または運用委託事業者以外の者が操作できないよう、ID・パスワードによる制限を設ける。
- ・ 個人情報に係るデータについては、運用監視用端末機には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバで一括管理する。
- ・ 個人情報に係るデータについては、運用監視用端末機から外部記録媒体に保存できないシステムとする。
- ・ 各所属における新財務会計システムの利用に際しては、PC統合管理システムの事務処理用端末を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行う。
- ・ 通信回線は情報系ネットワークを利用するが、ファイアウォール設定、アクセス制限、ウィルスチェック等により外部からの不正アクセス等を遮断する。また、コンピュータウイルス対策ソフトウェアが導入された事務処理用端末を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルスからの感染を防止する。
- ・ 金融機関とのデータ送受信の操作者はユーザIDとパスワードにより認証を行う。
- ・ 金融機関とのデータ送受信に際しては本市側から接続を行い、独自のルールによるデータの暗号化と発信者番号の確認を行う。

### (2) 運用上の保護

- ・ サーバを管理している保管施設への入退室は、関係者のみに限定し入退室の状況を記録する。
- ・ 操作者権限の適切な設定により、運用監視用端末機からデータの参照・修正を行える者を制限する。
- ・ 利用者認証に用いるパスワードは、定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ・ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、バックアップ用のLTOや送信障害時のMO等の記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修を及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。